四級海技士（機関）試験又は内燃機関四級海技士（機関）試験	二十五以上	総トン数二十トン以上の沿海区域、近海区域若しくは遠洋区域を航行区域とする船舶又は総トン数二十トン以上の漁船	二年（国立研究開発法人水産研究・教育機構水産大学校四級乗船実習コースを修了した者にあつては、九月）以上	一　期間のうち、三月以内の期間に限り、工場における実習をもつて漁船による実習に代えることができる（国立研究開発法人水産研究・教育機構水産大学校四級乗船実習コースを修了した者を除く。）。 二　国立研究開発法人水産研究・教育機構水産大学校四級乗船実習コースを修了した者にあつては、練習船による実習が少なくとも九月なければならない。
三の二～六　（略）				
備考　（略）				

附　則

この省令は、令和四年四月一日から施行する。

○国土交通省令第三十三号

道路運送法（昭和二十六年法律第百八十三号）第十五条の二第一項及び道路運送法施行令（昭和二十六年政令第二百五十号）第一条第一項第一号の規定に基づき、道路運送法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和四年三月三十一日

国土交通大臣　斉藤　鉄夫

道路運送法施行規則の一部を改正する省令

道路運送法施行規則（昭和二十六年運輸省令第七十五号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（一般乗合旅客自動車運送事業の事業計画の変更の特例） **第十五条の四**　法第十五条の二第一項の旅客の利便を阻害しないと認められる国土交通省令で定める場合は、次に掲げる場合とする。 一　（略） 二　当該路線の休止又は廃止について地域協議会（地域住民の生活に必要な旅客輸送の確保に関する協議会であつて、関係地方公共団体の長、地方運輸局長その他の関係者により構成されることその他の国土交通大臣が告示で定める要件を備えるものをいう。以下同じ。）、地域公共交通会議（市町村長が主宰するものにあつては、当該路線が一の市町村の区域内のみにおいて運行しているものである場合に限る。）又は協議会（市町村が組織するものにあつては、当該路線が一の市町村の区域内のみにおいて運行しているものである場合に限る。）において協議が調つた場合 三　（略）	（一般乗合旅客自動車運送事業の事業計画の変更の特例） **第十五条の四**　法第十五条の二第一項の旅客の利便を阻害しないと認められる国土交通省令で定める場合は、次に掲げる場合とする。 一　（略） 二　当該路線の休止又は廃止について地域協議会（地域住民の生活に必要な旅客輸送の確保に関する協議会であつて、関係地方公共団体の長、地方運輸局長その他の関係者により構成されることその他の国土交通大臣が告示で定める要件を備えるものをいう。以下同じ。）において協議が調つた場合 三　（略）